

第9回定例総会議事録

1. 日 時 令和6年12月10日（火）午後2時30分招集

2. 場 所 市役所本庁舎8階 大会議室

3. 出席委員

14名

1番 朝来野 清 2番 大野 功二 3番 平山 孝行
4番 齊藤 耕一 5番 秋吉 和行 6番 齊木 清範
7番 長尾 栄作 8番 脇 文夫 9番 筒井 昌一
10番 釘宮 修一 11番 堀 誠 12番 森崎 智徳
13番 黒木 緑子 14番 村上 枝里

4. 欠席委員

なし

5. 事務局

事務局職員 4名

事務局

ただいまより第9回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。

朝来野会長

（あいさつ）

事務局

それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

議長

それでは、第9回定例総会を開会いたします。

本日の出席者は14名、全員出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。

次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させて頂いてよろしいでしょうか。

	(異議なし)
議長	<p>それでは、議事録署名委員に3番の平山委員さん、10番の釘宮委員さん、書記は事務局の今田さんをお願いします。</p> <p>では、議案の審議に入ります。</p> <p>まず、1ページ 第1号議案 農地法第3条許可申請 1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
4番齊藤委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原中学校から西へ約1.5kmの距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農の特定非営利活動法人で、申請地において施設利用者の就労作業目的として水稻を栽培予定です。農機具は耕うん機、草刈機を各1台所有しており、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機を各1台借用しています。なお、契約成立後の経営面積は約53a となります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ次の2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番脇委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分大学医学部附属病院から北へ約400mの距離に位置した農地であり、現地は一部にユズ、カキが栽培され、全体的に保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者</p>

議長	<p>で、申請地においてユズ、カキ、カボスを栽培予定です。農機具は草刈機を1台、鋤を1本所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約1aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2ページ 3番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番脇委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、歴史資料館から北東へ約630mの距離に位置した農地であり、現地は一部にニンジン、ハクサイ等の露地野菜が栽培され、その他は耕起されていきました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてナス、ダイコン、カボチャ、ジャガイモを栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、草刈機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約55aとなります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ次の4番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>

4番齊藤委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、福宗環境センターから南西へ約1.2 kmの距離に位置した農地であり、現地はカキが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてカキを栽培予定です。農機具は草刈機を2台所有しており、噴霧器を2台借用しています。なお、契約成立後の経営面積は約1.6ha となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ次の3ページ 6番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番釘宮委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、新生支援学校から東へ約850mの距離に位置した農地であり、現地は一部にキャベツ、タマネギの苗が植えられ、その他は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてジャガイモ、キャベツ、タマネギを栽培予定です。農機具は草刈機を1台を所有しており、管理機1台を導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約3a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議長	なければ次の4ページ 7番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
4番齊藤委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原中学校から南へ約1.1km圏内に点在する農地であり、現地の1筆は稲刈り後の状態であり、その他は耕起されてきました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を2台、トラクター、コンバイン、田植機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約49aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	なければ次の8番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番齊藤委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、太田公民館から北東へ約130mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されてきました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を2台、トラクター、田植機、コンバインを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約6.4haとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

	(質問・意見なし)
議長	なければ5ページ 9番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
5番秋吉委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、道の駅のつはるから北東へ約750mの距離に位置した農地であり、現地の1筆はポポーが栽培され、一部に農業用倉庫があり、その他は保全管理されていました。また1筆はカボス、ウメ、カキが栽培されていました。譲受人は新規就農者で、申請地においてナツミカンを栽培予定です。農機具は草刈機を2台、軽トラックを1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約3a となります。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
	(質問・意見なし)
議長	なければ6ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
7番長尾委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、戸次中学校から北へ約600mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてダイコン、キャベツ、ネギを栽培予定です。農機具はトラクター、耕うん機を各1台借用予定です。なお、契約成立後の経営面積は約20a となります。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく許可</p>

	相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ次の2番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
7番長尾委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、戸次中学校から北へ約600mの距離に位置した農地であり、現地はジャガイモ、ネギが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてダイコン、サツマイモ、キャベツを栽培予定です。農機具は耕うん機、草刈機を各1台借用しています。なお、契約成立後の経営面積は約30a となります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ次の7ページ 3番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
7番長尾委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、戸次小学校から北東へ約1.2 k mの距離に位置した農地であり、現地は陸稲、サツマイモ等の野菜が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において陸稲、ソバ、サツマイモ、ジャガイモ、エンドウ、ゴーヤを栽培予定です。農機具は草刈

<p>議長</p>	<p>機を2台、トラクター、耕うん機、バインダーを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約11a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ次の8ページ 1番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>3番平山委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、木佐上コミュニティーセンター（旧木佐上小学校）から南へ約450mの距離に位置した農地であり、現地は下草が刈られており、クリ、リンゴが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてリンゴ、クリ、イチジク等の果樹を栽培予定です。農機具はユンボ、トラックを各3台、トラクターを2台、コンバイン、乾燥機、田植機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約3.5ha となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ次の2番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>

2番大野委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校から南へ約650mの距離に位置した農地であり、現地の1筆はカキを栽培、2筆は耕起、1筆は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地において水稻、ハクサイ、カキを栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、耕うん機、草刈機を各1台借用しています。なお、契約成立後の経営面積は約16a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、9ページ 3番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
2番大野委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校から南西へ約1.9 k mの距離に位置した農地であり、現地の1筆は保全管理、2筆はクリ、ウメ、カキが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてジャガイモ、クリ、ウメ、カキを栽培予定です。農機具はトラクター、自走式田植機、コンバインを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約73a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議長	なければ10ページ 農地法第5条許可申請 1番について植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、横瀬小学校から北へ約280mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、貸駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	なければ次の2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田市民行政センターから東へ約800mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、分家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議長	なければ次の11ページ 1番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番平山委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、こうざき小学校から東へ約500mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、一般住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他の農地（第2種農地）に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第1号議案について採決します。</p> <p>第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可、農地法第5条許可申請は許可相当とします。</p> <p>次に、12ページ 第2号議案 旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づく農用地利用集積計画の策定要請について審議を行います。所有権移転の1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
14番村上委員	土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大東中学校から東へ約400mの距離に位置した農地で

<p>議長</p>	<p>あり、現地は耕起されていきました。所有権の移転を受ける者の経営状況・営農計画です。譲受人は認定農業者で、申請地においてキュウリ、ハクサイ、タカナ、キャベツ等の露地野菜を栽培予定です。農機具はトラクター、移植機、動力噴霧器、草刈機、軽トラックを各2台、コンバインを1台所有しています。なお、所有権移転後の経営面積は約4.5haとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ、次の13ページからは再設定ですので、報告は事務局からお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>13ページ 1番です。土地の表示、申請者、賃借料については議案の通りです。5年の賃借権設定となります。</p> <p>14ページ1番です。土地の表示、申請者、賃借料については議案の通りです。3年の賃借権設定となります。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、承認相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ、第2号議案について採決します。</p> <p>第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

議長	<p>全員賛成ですので、第2号議案は承認します。</p> <p>次に、15ページ 第3号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議について審議します。</p> <p>所有権移転の1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
6番齊木委員	<p>土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市葬斎場から南東へ約380mの距離に位置した農地であり、現地の1筆は雑草が生え、1筆は稲刈り後の状態でした。所有権移転を受ける者の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、コンバイン、田植機、草刈機を各1台所有しています。なお、所有権移転後の経営面積は約75aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ16ページ 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
9番筒井委員	<p>土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から北東へ約500mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。所有権移転を受ける者の経営状況・営農計画です。譲受人は申請地において水稻を栽培予定です。農機具はコンバイン、田植機、トラクターを各1台所有しています。なお、所有権移転後の経営面積は約56aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>

議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、17ページの利用権設定 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番脇委員	<p>土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、井野辺病院から北西へ約600mから約800mの距離に点在した農地であり、現地の4筆は稲刈り後の状態であり、その他は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を2台、トラクター、田植機、コンバイン、除草機を各1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約68a となります。地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番釘宮委員	<p>土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田小学校から南東へ約450mの距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は乾燥機を3台、トラクター、田植機を各2台、コンバインを1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積約2.6ha となります。地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>

議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ18ページ 3番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番釘宮委員	<p>土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田小学校から南西へ約1.1 k mから1.5 k mの距離に点在した農地であり、現地の2筆は耕起され、その他は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、草刈機を各4台、軽トラックを3台、田植機、コンバインを各2台、1 tトラックを1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約8.4ha となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ次の4番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番釘宮委員	<p>土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田小学校から南東へ約1 k mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、草刈機、軽トラックを各1台</p>

議長	<p>所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約68a となります。地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ19ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
7番長尾委員	<p>土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、上戸次小学校から南へ約1kmの距離に位置した農地であり、現地は一部にサトイモ、ブロッコリー等が栽培され、残りは保全管理されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において露地野菜を栽培予定です。農機具は鋤、耕うん機を各1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約40a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
6番齊木委員	<p>土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、吉野校区公民館から北東へ約70mの距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培予定です。</p>

	<p>農機具は草刈機を5台、トラクター、田植機、コンバインを各1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約1.7ha となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ20ページ 1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
2番大野委員	<p>土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校から南東へ約900mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を3台、トラクター、コンバイン、田植機、小型耕うん機、軽トラックを各1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約45a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
2番大野委員	<p>土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校から南東へ約900mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。利用権設定を受ける者の経営</p>

議長	<p>状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機、トラクター、コンバイン、田植機、小型耕うん機、軽トラックを各1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約73a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ次の21ページ3番と26ページ 1番は平山委員さんの案件ですので、平山委員さんは一旦、退室をお願いします。</p> <p>(平山委員退室)</p>
議長	<p>では、報告は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>21ページ 3番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、神崎中学校から南へ約2kmの距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を3台、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラックを各1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約2ha となります。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議長	<p>続いて26ページ 1番について、報告は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>26ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。賃借権5年の再設定の案件となります。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
	<p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ21ページ 3番と26ページ 1番について採決します。 本件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、21ページ 3番と26ページ 1番は承認することとします。</p>
	<p>では、平山委員さんは着席をお願いします。</p>
	<p>(平山委員着席)</p>
議長	<p>では、次の22ページからは再設定ですので、報告は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>22ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。5年の使用貸借権となります。</p>
	<p>2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。2年の賃借権となります。</p>
	<p>3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。5年の賃借権となります。</p>
	<p>23ページ 4番です。土地の表示、申請者等については議案の通りで</p>

	<p>す。5年の賃借権となります。</p> <p>24ページ1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。11年の使用賃借権となります。</p> <p>25ページ 2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。5年の賃借権となります。</p> <p>26ページ 2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。1筆は5年の賃借権、8筆は10年の使用賃借権となります。</p> <p>3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。3年の賃借権となります。</p> <p>27ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。10年の賃借権となります。</p> <p>それぞれの地区審議会で審議していただいたところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、採決した21ページ 3番と26ページ 1番を除く第3号議案について採決します。</p> <p>第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので第3号議案は承認します。</p> <p>次に、28ページ 第4号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用集積等促進計画作成のための審議を行います。報告は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>28ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通</p>

りです。現地調査報告です。申請地は、中島地区に位置した農地であり、現地は水稻が栽培されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、麦を栽培する認定農業者で、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約1.2ha となります。

2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、国分三地区に位置した農地であり、現地の一部はイチジクが栽培され、残りは耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にイチジクを栽培する新規参入法人で、申請地においてイチジクを栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約18a となります。

29ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、備後地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に露地野菜を栽培しており、申請地において露地野菜を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約2.4ha となります。

2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、備後地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に露地野菜を栽培する認定農業者で、申請地において露地野菜を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約10ha となります。

3番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、尾津留地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にゴボウ、ハウレンソウ、白ネギを栽培する認定農業者で、申請地におい

	<p>てゴボウ、ハウレンソウ等を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約3.8ha となります。</p> <p>30ページ 4番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、楠木生地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にニラを栽培する認定農業者で、申請地においてニラを栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約98a となります。</p> <p>31ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、延命寺地区に位置した農地であり、現地はハウスが設置されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にピーマンを栽培する認定新規就農者で、申請地においてピーマンを栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約26a となります。</p> <p>それぞれの地区審議会で審議していただいたところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第4号議案について採決します。</p> <p>第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第4号議案は承認します。</p> <p>次に、32ページ 第5号議案 非農地証明願について、事務局から報告してください。</p>

事務局

32ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。申請内容は2023年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、植田西中学校から北東へ約1.1kmの距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により原野化していました。

33ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。申請内容は1994年後頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、戸次小学校から北東へ約1.6kmの距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により原野化していました。

2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。申請内容は1974年後頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は吉野小学校から北西へ約1kmの距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により原野化していました。

3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。申請内容は2009年頃から耕作放棄により、山林、原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、判田中学校から北西へ約800mの範囲に点在した農地であり、現地は耕作放棄により、山林、原野化していました。

34ページ 4番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。申請内容は1990年頃から宅地として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、上戸次小学校から南へ約100mの距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。

5番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。申請内容の1筆は1989年頃から倉庫として利用、1筆は1989年頃から道路敷として利用、1筆は1989年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分葬斎場から西へ約3kmの範囲に点在した農地であり、1筆は倉庫として、1筆は道路敷として利用され、1筆は耕作放棄により原野化していました。

<p>議長</p>	<p>35ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。申請内容は1969年頃から宅地として利用しているとのこと。現地調査報告です。申請地は、JR 滝尾駅から南へ約220mの距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。</p> <p>それぞれの地区審議会で審議していただいたところ、承認相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ、第5号議案について採決します。</p> <p>第5号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成ですので、第5号議案は非農地決定します。</p> <p>次に、36ページ 第6号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用計画事前協議 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>10番釘宮委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田小学校から南東へ約580mの距離に位置した農地であり、現地は既に宅地への進入路として利用されていました。転用者の状況です。本申請は、宅地への進入路として利用するものであり、すでに転用済みであることからてん末書が添付されています。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農振解除後は第1種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>

議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、次の37ページ 1番から39ページ 5番については、事務局から報告してください。</p>
事務局	<p>1番から5番までは全て関連する案件で、51筆、25,749.91㎡が申請対象です。そのうち47筆は地目が山林・原野となっておりますが、現地調査の結果は37ページ 1番から38ページ 3番までの47筆は地目通り山林・原野でした。残りの4筆が農地となりますので、4筆について報告いたします。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、上戸次小学校から南東へ約1.1 k mの距離に位置した農地であり、現地は原野化していました。転用者の状況です。本申請は、再生可能エネルギーによる発電・売電事業を行う法人が太陽光発電施設用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、農振解除後はその他の農地（第2種農地）に該当します。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、次の40ページ 1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
2番大野委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校から西へ約1.4 k mの距離に位置した農地であ</p>

<p>議長</p>	<p>り、現地は保全管理されていきました。転用者の状況です。本申請は、農家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農振解除後は第1種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ、次の2番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>2番大野委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校から南西へ約1.8kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていきました。転用者の状況です。本申請は、専用住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農振解除後は第1種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ、第6号議案について採決します。</p> <p>第6号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

議長	<p>全員賛成ですので、第6号議案は承認します。</p> <p>次は、41ページ 第7号議案 利用状況調査に係る非農地決定についてです。説明は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>利用状況調査にかかる非農地決定について、それぞれの案件について各地区の審議会において審議していただき、意見を伺いました。</p> <p>すべての筆が山林・原野化しており、市内全域で192筆 15.6ha すべて非農地相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第7号議案について採決します。</p> <p>第7号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第7号議案は非農地決定します。</p> <p>次の、42ページからの 第8号議案 報告事項について、事務局から報告してください。</p>
事務局	<p>42ページです。農地法第3条許可申請報告です。9月の定例総会において農地の競売・公売買受適格証明で審議していただき、適格証明を発行した方が、公売に落札し農地を取得した旨の報告です。また所有権移転登記は熊本国税局が囑託で行うため、買受適格証明があれば3条許可書は不要との報告がありましたので、許可書は発行せずに11月6日にシステム上の処理を行いました。</p> <p>次に43ページから45ページです。農地法第3条の3届出で、相続または</p>

	<p>時効取得により農地を取得したという届出が、合計で5件出ています。次は46ページから48ページです。農地法第4条第1項第7号届出について、市街化区域内農地において所有者自身が転用する届出が、合計で7件出ています。</p> <p>次は49ページから52ページです。農地法第5条第1項第6号届出で、市街化区域内農地において権利移動を伴う転用の届出が、合計で30件出ています。</p> <p>次に53ページです。農委法第5条第1項第6号届出の取消願について、市街化区域内農地において、権利移動を伴う転用届出の取消が1件出ています。</p> <p>次に54ページ、55ページです。農地法第18条第6項通知について、双方合意により解約をした通知が2件出ています。</p> <p>次に56ページです。農地競売・公売の買受適格証明願の5条届出について、市街化区域内農地において、競売・公売による所有権移転を伴う転用の競売・公売買受適格証明願が1件出ています。</p> <p>最後は57ページです。認定電気通信事業者の行う事業に伴う農地転用に係る事業計画書について、電気通信事業者が送電線の強化と安定供給を目的とした転用計画書が1件出ています。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
	<p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>その他協議事項について事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>特にありません。</p>
議長	<p>なければ、以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。</p>
	<p>これで第9回定例総会を閉会します。</p>